

東京都におられる東日本大震災の 被災者の皆様へ

平成23年7月26日時点

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省東京行政評価事務所では、行政に関するいろいろな問い合わせや要望などを受け付けております。

また、裏面以降のような支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の救済支援を行いますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に御利用ください。

◆来所による相談受付：平日の8：30～17：30

住所：東京都新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎2階
東京行政評価事務所（行政相談受付窓口）

◆電話による相談受付： 平日の8：30～17：00 0570-090110

（常設の行政相談専用電話、要通話料）

（注） 上記以外の時間帯は留守番電話による対応となります。

◆FAXによる相談受付：03-5331-1761

（常設の行政相談専用FAX、要通話料）

◆メールによる相談受付：110tokyo@soumu.go.jp

各種手続きの「問い合わせ先の電話番号がわからない」場合等も
ご相談ください。

お問い合わせ先
総務省東京行政評価事務所行政相談課
電話：03-3363-1100
FAX：03-5331-1761

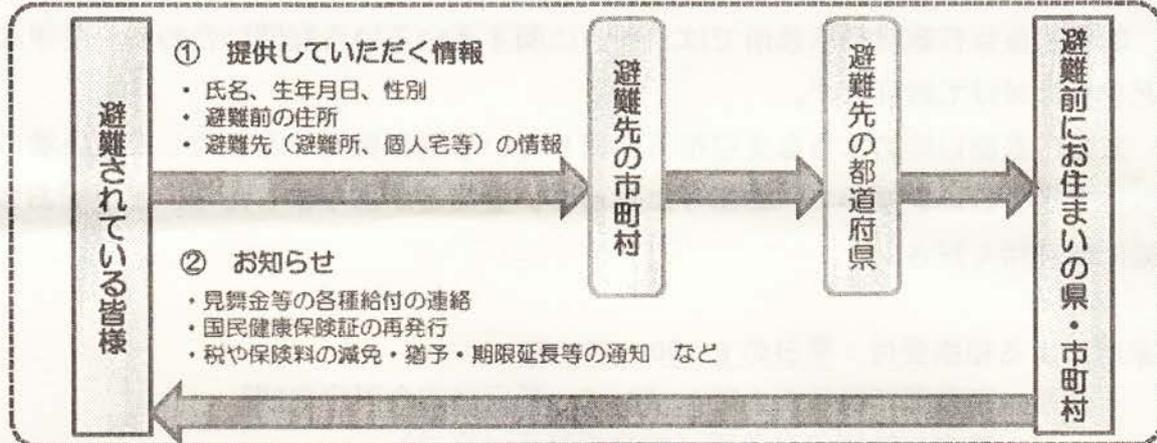


避難されている皆様へのお願い

全国の市町村で
平成23年4月25日
までに
受付開始 (※)

- ① 避難先の市町村へ、ご自身の情報をご提供ください。
 - ② 避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。
- ※ 受付開始時期など詳しくは、避難先の市町村へお問い合わせください。

【全国避難者情報システム】



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

(別紙1)

【避難先等に関する情報提供書面】

都道府県コード	市町村コード
居住番号 (a)	

本枠内のみ記入してください。

① 氏名 (ふりがな)	② 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	④ 避難元市町村における住所 (避難前に居住していた住所)		
(漢字)	③ 性別 男・女	市 郡 町 村	市町村名より下の住所 (指定都市の区、町、字等)	番 号 (マンション・アパート名及び部屋番号)
⑤ 避難先 (避難所又は個人宅等) の所在地		⑥ 避難先の名称 (施設名又は個人宅等)	⑦ 当該避難先における滞在開始日	⑧ 行政機関から世帯等を代表して連絡を受けることができる者 (連絡先代表者) 及び連絡先 (c)
都 道 府 県	市 区 (特別区の場合) 郡 町 村	市町村名より下の住所 (指定都市の区、町、字等) 番 号 (マンション・アパート名及び部屋番号)	平成 年 月 日	連絡先代表者である・ない (連絡先電話番号)
既に避難先市町村に転入届を行っている場合には「○」を記入			⑨ 当該避難先における滞在終了日 (b) 平成 年 月 日	

<記入時の留意事項>

- (a) 避難先市町村において、整理番号を付すこと。
- (b) ⑨については、当該避難所での滞在が終了し、避難先市町村に対し、その旨の情報提供があった場合には、避難先市町村が記入。
- (c) ⑧については、連絡先代表者である場合 (一人世帯である場合も含む) には、「ある」にあをつけ、連絡先電話番号を記入。代表者でない場合は、「ない」にあをつけ、「-」を記入。

【個人情報の取扱いに関する同意】

私は、東日本大震災等への対応に活用するため、避難先市町村、避難先都道府県、避難元県、避難元市町村等の関係行政機関へ上記に記入した情報を提供することに同意します。

平成 年 月 日 (氏名)

(口頭了解の場合) 確認日時: 平成 年 月 日 (確認者氏名)

目 次

総合	1
避難者情報・安否確認	1
暮らし	2
住まい	4
医療・健康等	5
放射能	7
仕事・雇用	9
農林水産業	9
事業主・中小企業	11
年金・社会保険	12
税金	13
自動車	14
その他	15

<< 総合 >>

Q1 親戚や友人の家に一時的に避難している。支援を受けるために、まずどのような手続きをすれば良いか。

- ◆ 避難先の市町村に、現在の所在地・連絡先、避難前の住所等をお知らせください。避難前にお住まいになっていた県や市町村から、り災・被災証明、国民健康保険、義援金の支払いなどの手続きについて御連絡ができるようになります（表紙裏参照）。
- ◆ また、福島県双葉郡にお住まいになっていた方については、『福島県双葉郡支援センター（TEL：0120-006-865）』でも御連絡を受け付けています。

Q2 り災証明書・被災証明書とは何か。発行してもらうにはどうすれば良いか。

- ◆ 「り災証明書」は、家屋が震災の被害にあったことを証明するものです。発行に当たっては市町村により被害状況確認のための調査が行われます。
公営住宅等への入居申請、生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請、損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。
- ◆ り災証明書は家屋の被害についての証明書類ですが、家屋以外の家財、車、店舗、工場等について被害を受けたことを市町村が証明するものが「被災証明書」です。
- ◆ り災証明書、被災証明書とも、申請には印鑑、本人確認ができるもの（免許証等）、被害状況の写真などが必要とされていますが、被災状況に配慮して市町村の判断で申請が簡略化されている場合もあります。また「り災証明書」の発行には現地調査のため数日を要する場合がありますが、「被災証明書」は即日発行している市町村がほとんどです。
- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村窓口にお問い合わせください。

Q2-1 原発事故のため遠方に避難しており、家屋の現況が不明。り災証明は申請できるか。

- ◆ 福島県内の各市町村では、①原子力災害に伴う警戒区域（20km圏内）、②計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に住居があるため、家屋や家財の被害を確認できない場合については、「り災証明書」は発行できなくても「被災証明書」は発行しております。
- ◆ 原発事故により避難されている被災者の方については、本来「り災証明書」が必要とされる措置（例えば公営住宅への入居や国民年金保険料の免除等）であっても、「被災証明書」で代用できるよう各機関・自治体等において柔軟に対応しておりますので、各種措置の実施機関にご相談ください。

<< 避難者情報・安否確認 >>

Q3 家族や知人がどこに避難しているか知りたい。安否について確認したい。

- ◆ 岩手県、宮城県及び福島県では、避難所に入所されている方の名簿等を、ホームページで公表しています。また、岩手県及び福島県では、お電話での問い合わせ窓口も設置されています。
 - 岩手県（TEL：019-629-6911）
 - 福島県（TEL：0120-006-865）
- ※ 宮城県の避難者情報ダイヤルは4月28日をもって受付を終了しました。今後のお問い合わせは、各市町

村にお願いいたします。

- ◆ 岩手県警、宮城県警及び福島県警では行方不明者相談ダイヤルを設置し、行方不明の方の安否確認を行っています。

- 岩手県警 (TEL : 0120-801-471)
- 宮城県警 (TEL : 022-221-2000)
- 福島県警 (TEL : 0120-510-186)

<<暮らし>>

Q4 当面の生活費について貸付を受けたい。

① 生活福祉資金貸付制度

震災で被災し所定の要件に合致する世帯に対し、当座の生活費について無利子で資金の貸付け（貸付限度額は原則10万円以内、特別な場合は20万円以内）が行われています。

詳しくは、東京都社会福祉協議会福祉資金部 (TEL : 03-3268-7173) にお問い合わせください。

② 年金担保貸付制度

- ◆ 厚生年金保険、国民年金又は労災保険の年金を受給されている方に対し、現在年金を受け取られている銀行、信用金庫等の店舗が窓口となり、年金受給権を担保に小口資金の貸付けが行われています。

詳しくは、独立行政法人福祉医療機構 (TEL : 0120-3438-65) にお問い合わせください。

- ◆ 恩給、共済年金及び災害補償年金を受給されている方に対し、小口資金の貸付けが行われています。

詳しくは、株式会社日本政策金融公庫 (TEL : 0120-154-505、土・日・祝日0120-220-353) にお問い合わせください。

Q5 生活を再建するための資金について、どのような公的支援を受けられるか。

① 被災者生活再建支援金 (※給付)

- ◆ 岩手県、福島県、青森県、宮城県、茨城県、千葉県及び栃木県の各県全域において、住宅の被害の状況が以下に該当する世帯に対して、当該被災世帯からの申請により、生活必需品等の購入、住宅の改築補修や賃貸住宅の家賃等のための経費として、i) 住宅の被害程度に応じた基礎支援金 (50万円から100万円)、ii) 住宅の再建方法に応じた加算支援金 (50万円から200万円) が支給されます。

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)

- ◆ 申請期間は、次のとおりです。

- i) 基礎支援金： 災害発生日から13か月以内
- ii) 加算支援金： 災害発生日から37か月以内

- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

- ◆ 被災者生活再建支援金は、申請の際に指定した振込先口座に入金されます。今回の震災は未曾有の災害のため、今後、市町村に申請が殺到することが想定され、一概にいつまでとは言えませんが、新潟県中越沖地震にあつては、申請から入金まで概ね1か月程度の時間を要していました。

② 災害援護資金 (※貸付)

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が負傷し一定所得以下の世帯に対して、最高350万円まで年利3%で融資しています。
- ◆ 市町村長から震災により著しい被害を受けた旨の証明を受けた方については、特例として、償還期間の延長や利率の軽減が図られています。
- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

③ 災害弔慰金・災害障害見舞金 (※給付)

- ◆ 震災により亡くなられた方の御遺族に弔慰金を、重度の障害を受けられた方に見舞金を支給します。
 - 災害弔慰金 生計維持者が亡くなられた場合：500万円
その他の方が亡くなられた場合：250万円
 - 災害障害見舞金 生計維持者が重度の障害を受けられた場合：250万円
その他の方が重度の障害を受けられた場合：120万円
- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

Q6 義援金を受け取るにはどのような手続きが必要か。また、いつ頃受け取れるのか。

- ◆ 義援金については、日本赤十字等で受け付けた義援金と被災都道県の義援金を併せて、被災都道県に設置された配分委員会で配分額を決定します。
- ◆ 第一次配分の対象と金額は、次のとおりです。
 - ① 地震・津波により住家が全壊・半壊した世帯 (配分額：全壊35万円/世帯、半壊18万円/世帯)
 - ② 福島第一原子力発電所から30kmの圏内にある世帯 (配分額：35万円/世帯)
 - ③ 「計画的避難区域」に設定された区域内にある世帯 (配分額：35万円/世帯)
 - ④ 震災により亡くなられた方の御遺族及び行方不明の方の御家族等 (配分額：1人当たり35万円)
- ◆ 県・市町村によっては、独自に金額の上乗せや配分対象の追加をしている場合があります。具体的な金額や対象は避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。
- ◆ また、今後、第二次以降の追加配分も予定されています。
- ◆ 申請は世帯主が市町村を通じて行うこととなります。市町村ごとに必要な手続き、申請書の様式等が異なる場合がありますので、詳しくは避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。
- ※ 被害状況の確認等が必要なため、受け取りまでは時間を要することもあります。

Q7 児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けたい。

- ◆ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当は、原則、一定以上の所得がある場合は受給できませんが、この度の震災を受けた特別措置として、所得制限が解除される場合があります。
- ◆ 詳しくは、現在避難されている区市町村にお問い合わせください。

Q8-1 生活保護を受給したい。

Q8-2 原発の影響で自宅に戻ることができないが、自宅等の資産があっても生活保護を受給できるのか。

- ◆ 生活保護は、本来の居住地において申請を行うこととされていますが、この度の震災を受けた特例措置として、本来の居住地を離れて遠方に避難されている場合は、避難先でも申請を行うことができるようになりました。
- ◆ 原発事故により遠方に避難されている場合についても、申請を行うことができます。その際、居住地に資産があっても、処分が困難なため、生活保護を受給できる場合があります。
- ◆ 詳しくは、現在避難されている区市町村にお問い合わせください。

<< 住まい >>

Q9 避難先で家を探したいが、どうすれば良いか。

- ◆ 住宅を探しておられる方に対して、公営住宅、民間賃貸住宅の情報を提供しています。
- ◆ 詳しくは、次の連絡先にお問い合わせください。

公営住宅 ○被災者向け公営住宅等情報センター(TEL:0120-297-722 [9時~18時])

[全国の公営住宅・民間賃貸住宅の情報を提供中]

○東京都一時提供住宅問い合わせセンター (TEL:03-6812-1200 [9時~18時])

UR住宅 ○UR新宿営業センター (TEL:03-3347-4330[9時30分~18時])

- ※ 被災者として公営住宅等の一時提供住宅への入居の申込時には①市町村の発行しているり災証明書又は②住所地在確認できる運転免許証等の提示が必要です。

Q10 避難前の市町村に戻って仮設住宅に入居したいが、どこに相談すれば良いか。仮設住宅はいつ頃完成するのか。

- ◆ 現在、岩手県、宮城県、福島県等で応急仮設住宅の建設が進められております。入居の申込や詳細な条件等は、被災前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。また、仮設住宅入居の着工状況、募集状況等は下記のホームページで公表されております。

(参考) 国土交通省HP : http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai_kasetu.html

(岩手県、宮城県及び福島県の入居募集状況等について、各県のHPへリンクしています。)

- ◆ 応急仮設住宅の使用期間は原則として2年間ですが、1年ごとに何度でも延長ができるようになりました。

Q11 損壊した自宅を修理したいが、どうしたら良いか。

- ◆ 被災地専用フリーダイヤル「住まいるダイヤル」(※)では、被災した住宅の補修・再建について、無料の診断・相談を受け付けています。

○ 住まいるダイヤル (TEL:0120-33-712 [10時から17時(日・祝日を除く)])

※ 対象地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、新潟県及び長野県です。

◆ 被災した住宅の再建については次のような支援制度もあります。

① 被災者生活再建支援金

住宅が全壊・大規模半壊するなどの被害を受けた世帯に対して、支援金が支給されます。

(詳細はQ5参照)

② 応急修理費用

避難場所からの被災者の帰宅促進のため、被災により大規模半壊・半壊した住宅について、仮設住宅に入居しない方で、所得・年齢等要件に合致する方を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレ等、日常生活に必要な部分の応急修理費用を支給する制度です。

詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

③ 災害復興住宅融資

震災により自宅が被害を受けられた方に対して、被災住宅を復旧するための資金を低利で融資しています。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

○ 住宅金融支援機構 被災者専用ダイヤル (TEL: 0120-086-353)

Q12 家や土地の権利証をなくしてしまった。

◆ 震災により土地や建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失した場合でも、所有権等の権利を失うことはありません。また、権利証を紛失したからといって、不動産の売却等の処分ができなくなることもありません。

◆ 登記制度についての詳細は、お住まいの地域を管轄する法務局支局又は東京法務局(TEL: 03-5213-1234(代表))までお問い合わせください。

◆ 土地・建物の権利や不動産取引等については、(財)不動産流通近代化センターの「不動産相談ホットライン」(TEL: 0120-913-241[平日10時~17時])においても、無料で御相談を受け付けています(※8月31日まで)。

<< 医療・健康等 >>

Q13 震災で保険証をなくしてしまったが、病院で診察してもらえるか。

◆ 被災により保険証等を紛失等してしまった場合、平成23年6月末までは医療機関の窓口で氏名、生年月日、住所又は事業所名等を申し出ることにより保険診療で受診することができましたが、7月1日以降は、医療機関の窓口で保険証の提示が必要となります。保険証を紛失された方は、加入している医療保険の保険者(市町村、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合等)から保険証の再交付を受けてください。

◆ 詳しくは、国民健康保険についてはお住まいの区市町村に、健康保険については全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部(TEL: 03-5759-8025)にお問い合わせください。

Q14 病院にかかりたいが、お金がなく窓口負担の支払いができない。

◆ 災害救助法が適用されている被災地域にお住まいの方(震災後に他の市町村に転入された方を含む。)で、以下に該当する方は、当面の間、医療機関の窓口負担が免除されます。なお、

平成23年7月1日から、窓口負担の免除を受けるためには、窓口で免除証明書の提示が必要となっております。

- (1) 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- (2) 主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
- (3) 主たる生計維持者が行方不明である方
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- (6) 福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

◆ 平成23年7月1日からの取扱い

窓口負担の免除を受けるためには、加入している医療保険の保険者が発行する「一部負担金等の免除証明書」が必要となります。加入している医療保険の保険者（市町村、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合等）に、免除申請を行ってください。（なお、免除申請の際には保険証が必要となりますので御留意ください。）

ただし、①以下の市町村の国保に加入されている方 並びに ②岩手県、宮城県及び福島県の3県の後期高齢者医療制度に加入されている方で保険証の住所が以下の市町村の方 については、被災により免除証明書の交付が困難なため、当分の間、免除証明書は必要ありません。

〔岩手県〕 宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町

〔宮城県〕 女川町、南三陸町

〔福島県〕 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、田村市、南相馬市

(参考) 平成23年6月末までの取扱い

医療機関の窓口で、氏名・生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を口頭で伝えることで、窓口負担が免除されておりました。

Q14-2 窓口負担が不要なことを知らずに、病院ですでに支払ってしまったので、お金を返してほしい。

- ◆ 平成23年6月末までの間に、窓口負担の免除対象に該当するにも関わらず、窓口負担を支払った場合、加入している健康保険の保険者に還付申請書を提出することにより、支払った窓口負担の還付を受けられます（※）。
- ※ 還付申請書のほか、り災・被災証明書等の免除の要件に該当する事実を確認できる書類、領収証等を添付する必要があります。
- ◆ 7月以降に、免除証明書の交付の遅延等のやむを得ない事情により、免除証明書を窓口に出すことができなかつた場合についても、上記と同様に還付を申請することができます。
- ◆ 詳しくは、加入している保険の保険者までご相談ください。

Q15 避難先でも介護サービスを受けたい。

- ◆ 住民票の異動を行わなくても、避難先で必要な介護保険サービスが利用できます。また、被災により財産に著しい損害を受けた方は、介護保険サービスの利用者負担料が免除されます。

◆ 介護保険の被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより提示できない場合でも、氏名、住所、生年月日等を介護事業者にお伝えいただければ、介護サービスを利用できます。

◆ 平成23年7月1日からの取扱い

健康保険と同様に、平成23年7月1日からは、介護保険の被保険者証の提示が必要となっております。また、利用料の免除を受けるためには、市町村が発行する「利用料免除証明書」が必要となります（被災のため免除証明書の交付が困難な市町村では、当面の間、引き続き免除証明書は不要です。）。

お住まいの市町村で被保険者証明の再交付や免除申請の手続きを行ってください。（なお、免除申請の際には被保険者証が必要となりますので御留意ください。）

◆ 詳しくは、お近くの市区町村の介護保険担当窓口や地域包括支援センターに御相談ください。

Q16 震災後、不安で気持ちが落ち着かない。

◆ 被災後、「夜眠れない」「不安で落ち着かない」「震災の時の夢を繰り返し見る」など、こころの健康に対する相談を次の機関がお受けしております。

【東京都こころの健康相談】9時～17時（休日を除く）

- 都立中部総合精神保健福祉センター（TEL：03-3302-7711）
（担当地区）港区・新宿区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・練馬区
- 都立精神保健福祉センター（TEL：03-3842-0946）
（担当地区）千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区及び島しょ部
- 都立多摩総合精神保健福祉センター（TEL：042-371-5560）
（担当地区）市部（23区・島しょ部以外）

【東京都こころの夜間電話相談】（TEL：03-5155-5028）17時～21時30分（毎日）

- ◆ （社）日本臨床心理士会が「東日本大震災心の相談電話（03-3813-9960 [19時から21時、水・土・日曜は休み]）」を開設しており、臨床心理士がご相談に応じております。
- ◆ また、被災した子どもたちの心の悩みや不安については、チャイルドライン（TEL：0120-99-7777 [16時から21時]）、子どもの人権110番（TEL：0120-007-110）及び全国の児童相談所（TEL：0570-064-000 ※全国共通ダイヤル）でも相談を受け付けています。

<< 放射能 >>

Q17 自分の住んでいる地域では、放射線がどれくらい観測されているか知りたい。

◆ 全国各地で放射線量を測定しており、文部科学省のホームページや各都道府県のホームページ等で、随時公表しています。

○ 文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/syousai/1303723.htm

Q18 原発事故による放射線の身体への影響について相談したい。

- ◆ 原発事故に伴う健康についてのご相談は、地域の保健所においてお受けしております。放射線による健康不安のある方はお住まいの地域の保健所までご相談ください。
- ◆ また、次の窓口でも放射線に関する健康相談を行っております。
 - 文部科学省原子力災害対策支援本部
【健康相談ホットライン】 (TEL : 0120 - 755 - 199 [9時から21時])
 - 独立行政法人放射線医学総合研究所
【被ばく医療健康相談ホットライン】 (TEL : 043 - 290 - 4003 [9時から21時])

Q19 報道されている放射能、放射線の単位がいろいろあってよく分からない。

- ◆ 「放射能」とは、物質が放射線を出す能力を持っているという意味で、その能力の大きさは「ベクレル」という単位で表記されます。1ベクレルとは、1秒間に1回の放射線を出していることを言います。

しかし放射線には複数の種類（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線など）があり、種類によって人体に対する影響の強さが大きく異なります。そこで、放射線の種類ごとに人体に与える影響の強さを換算し、人体に与える影響を総合的に評価する尺度（被ばく量）として設けられたのが「シーベルト」という単位です。

報道などでよく使われている「ミリシーベルト」とはシーベルトの1000分の1、「マイクロシーベルト」とはミリシーベルトのさらに1000分の1の強さをいいます。一般によく「各地の放射線計測値」として報道されているのは「マイクロシーベルト/毎時」のことで、「そこに1時間じっとしていたら何マイクロシーベルトの放射線を浴びるか」を意味しています。

(独)放射線医学総合研究所によると、人は1年間に1.5ミリシーベルト（日本人平均）の放射線を自然界から常に浴びているそうです。また放射線が原因でガンを発症・死亡する確率が高まるのは、自然界からの放射線とは別に100ミリシーベルト以上の放射線を被ばくした場合であり、それ未満の被ばく量ではガンが発症・死亡確率が高まるかどうかまだ証拠がないとされています。（微量の放射線の健康への影響については諸説あり、また科学的に解明されていません。）

Q20 原発事故により避難を余儀なくされたため、生活に著しい損害が生じている。

- ◆ 福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難や屋内退避等が指示された地域にお住まいの方について、東京電力では、世帯単位で避難に係る費用の一部を「仮払補償金」としてお支払することとしています（1世帯当たり100万円、単身世帯の場合75万円）。
(※ 農林水産業に係る損害についてはQ26を、事業に係る損害についてはQ30を御参照ください。)
- ◆ 仮払補償金請求書の用紙は、避難所等において配布されていますが、御希望に応じて郵送も行っています。
- ◆ 請求書の郵送の御希望や記入方法に関する質問等は、東京電力「福島原子力補償相談室」(TEL : 0120-926-404、[9時から21時まで])までお問い合わせください。
- ◆ 書類送付先：〒105-8730 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
郵便事業株式会社芝支店 私書箱78号

<< 仕事・雇用 >>

Q21 働いていた事業所が被災したために、休業・離職せざるを得なくなった。また、賃金や退職金も未払いである。

- ◆ 事業所が被災に伴い事業が休止・廃止されたため働くことができない方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できる場合があります。また、勤めていた会社が倒産して給料や退職金が支払われない場合には、国が会社に代わってその一部を立て替え払いする制度があります。
- ◆ 詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。
(最寄りのハローワークについては20ページを御参照ください。)

Q22 震災で仕事を失ってしまったので、新たに仕事を探したい。

- ◆ 全国のハローワークで「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の方から仕事に関する御相談を受け付けています。避難先での一時的な仕事についても御相談に応じます。
- ◆ 震災により離職した方が、再就職のための技能や知識を身に付ける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができます。
- ◆ また、震災の影響で内定先への就職が難しくなった学生の方からの御相談についても、受け付けています。
- ◆ 御相談は、最寄りのハローワークを御利用ください。
(最寄りのハローワークについては20ページを御参照ください。)

Q23 仕事中に被災し、労災保険の請求をしたいが、証明書が入手できない。

- ◆ 労災診療や休業補償の請求に当たって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。
- ◆ 詳しくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。
(最寄りの労働基準監督署については21ページを御参照ください。)

<< 農林水産業 >>

Q24 地震や津波で被害を受けたが、農地・施設の復旧や経営再建のために、どのような支援を受けられるか。

- ◆ 被災した農地や農業施設の復旧に当たり、国又は地方公共団体が災害復旧事業を実施します。災害復旧の迅速化に向けて手続きの簡素化や、二次災害防止のために災害査定を待たずに工事に着手できる査定前着工を行っています。
- ◆ 農林水産省では、農林水産業被害に関する被害に関するフリーダイヤル（TEL：0120-355-567）を設置し、御相談を受け付けています。
- ◆ 日本政策金融公庫では、被災された農林漁業者や食品産業者等を対象に農林漁業セーフティネット資金の利用や融資及び返済についての相談窓口を設置しています。

- ◆ 詳しくは、日本政策金融公庫（TEL：0120-154-505 [平日9時から19時]、TEL：0120-926-478 [休日9時から17時]）にお問い合わせください。

Q25 原発事故による農産物・水産物の出荷制限、風評被害等による損害について、補償を受けられないか。

- ◆ 農家の方々に対する補償の範囲については、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、今後、原子力損害賠償紛争審査会が定める原子力損害の範囲の判定の指針に基づいて判断されることとされています。
- ◆ 現在、上記の審査会が定めた「原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」に基づき、東京電力では、政府による出荷制限指示や地方公共団体による出荷自粛要請に係る損害等について、仮払補償金の受付を行っています。
請求の手続きは関係団体で取りまとめて行いますので、所属しているJAや漁協等へお問い合わせください。なお、個別に請求される方は、東京電力 福島原子力補償相談室（TEL：0120-926-404 [9時から21時]）までお問い合わせください。
- ◆ 第一次指針で対象外とされた風評被害等の損害についても、今後検討することとされていますので、損害状況を確認できるよう、次のような資料があれば、引き続き保管していただきますようお願いいたします。
 - (1) 各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票
 - (2) 収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌
 - (3) 農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票、回収・処分した場合の領収書
 - (4) 家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
 - (5) 納税関係書類（損益計算書等）
 - (6) 現況を示す写真

Q26 営農を再開できるようになるまで、どうやって生計を立てたら良いのか。

- ◆ 地震・津波の被害に係る災害復旧事業の作業員として、被災農家の方々を積極的に雇用することとしています。
- ◆ 全国農業会議所・全国新規就農相談センターでは、震災の被災者の方々を積極的に雇用したい農業法人等を募集し、被災者の方の御希望（稲作、酪農等といった経営形態や住居施設の有無等）に沿った求人情報を提供しています。
 - 全国農業会議所（TEL：03-6910-1121）
 - 全国新規就農センター（TEL：03-6910-1126、<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>）

Q27 平成23年度の農業者戸別所得補償制度の加入申請期限は延長されるのか。

- ◆ 農業者戸別所得補償制度とは、がんばる農家を支えることを通じて、「食」と「地域」の再生とともに、食料自給率を向上させる取組です。
- ◆ 加入申請期限は6月30日ですが、東日本大震災等の被災地については8月31日まで期限が延長されております。
- ◆ 期限延長の対象地域は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の5県の全域、青森県

八戸市おいらせ町並びに長野県栄村です。

- ◆ 御相談はお近くの農政局または農政事務所までお問い合わせください。
0120-38-3786 (平日9時から17時)

<< 事業主・中小企業 >>

Q28 中小企業者を対象とした支援制度にはどのようなものがあるか。どこに相談したら良いか。

- ◆ 公的金融機関（日本政策金融公庫・商工組合中央金庫）での借入や民間金融機関での借入について、各種の支援制度があります。民間金融機関での借入については、保証協会による保証を付けることもできます。
- ◆ 公的金融機関での借入等については、次の窓口までお問い合わせください。
 - 日本政策金融公庫
TEL：0120-154-505 [平日9時から19時]、TEL：0120-327-790 [休日9時から17時]
 - 商工組合中央金庫
TEL：0120-079-366 [平日9時から19時]、TEL：0120-542-711 [休日9時から17時]
- ◆ どのような施策があるか詳しく知りたい、又はどこに相談したら良いか分からない場合、中小企業電話相談ナビダイヤル (TEL：0570-064-350 ※) までお問い合わせください。
(※全国共通の番号です。お近くの経済産業局につながります。)

Q29 震災の影響で材料や部品の調達等が困難になり、事業を縮小せざるを得なくなったが、従業員の解雇はせずにできる限り雇用を維持したい。

- ◆ 震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方が、労働者の雇用を維持するために休業等をした場合、1人1日当たり7,505円を上限として、休業手当等の負担相当額の3分の2（中小企業の場合は5分の4）が助成されます。
ただし、事業所の倒壊や設備の損壊等、地震・津波の直接的な被害によるもの、避難勧告や避難指示等、法令上の制限による休業の場合は、雇用保険の特例措置により従業員が離職していなくても失業手当が支給されますので、休業手当等に対する助成は対象外となります（Q22参照）。
- ◆ 詳しくは、最寄りのハローワークまで御相談ください。
(最寄りのハローワークについては20ページを御参照ください。)

Q30 事業所が避難区域内にあるため、休業や事業所の移転等で損害が生じている。

- ◆ 現在、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」に基づき、東京電力では、避難区域内で事業（製造業、建設業、販売業、サービス業、運送業その他の事業一般）を営んでいた方に対して、営業不能による減収や事業所の移転費用等に係る営業損害についての仮払補償金の支払いを行っています。
- ◆ 請求の手続きは、仮払補償金請求書に必要書類（決算書又は確定申告書等）を添付し、東京電力に直接送付してください。（事業者団体等で請求の取りまとめを行っている場合がありますので、所属団体等に御確認ください。）

- ◆ 請求書用紙の郵送の御希望や記入方法に関する御質問等は、東京電力「福島原子力補償相談室」(TEL: 0120-926-404、[9時から21時まで])までお問い合わせください。
- ◆ 書類送付先: 〒105-8730 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
郵便事業株式会社芝支店 私書箱78号

<< 年金・社会保険 >>

Q31 年金証書・年金手帳を紛失してしまったので、再交付してほしい。

- ◆ 年金証書、年金手帳を紛失した場合は、最寄りの年金事務所で再交付ができます。来所相談が困難な場合は、電話で届出用紙の送付受付も行っています。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル (TEL: 0120-707-118 (平日9時から17時)) 又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。(最寄りの年金事務所については22ページを御参照ください。)

Q32 遺族年金や老齢年金の請求をしたいが、役場が機能していないので戸籍や住民票等の必要な書類が用意できない。

- ◆ 必要な書類がすべてそろってなくても手続きは行えますので、まずは最寄りの年金事務所に御相談ください。その際、御本人の身分を確認できる運転免許証、死亡診断書(遺族年金の場合)等があれば、できるだけお持ちください。
また、震災発生の翌日から3か月の間行方が分からない方については、御家族の方からの申立書や第三者の証明書等により、平成23年3月11日に亡くなられたものと推定して遺族年金等の手続き等を行うことができます。
- ◆ 後日、書類の取得が可能となった際に、日本年金機構が、可能な限り御本人に代わって市役所等から必要書類を取得することとしています。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル (TEL: 0120-707-118 (平日9時から17時)) 又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。(最寄りの年金事務所については22ページを御参照ください。)

Q33 国民年金保険料の支払いが困難である。

- ◆ 住宅や家財等に2分の1以上の損害が生じた方や、原発事故に伴い避難を余儀なくされている方等、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて国民年金保険料が「特例免除」されます。
- ◆ これまで特例免除の対象は平成23年2月分から6月分まで(手続期限は平成23年7月末まで)とされておりましたが、免除対象期間は今後さらに延長される予定です(年金機構より発表されます)。なお、既に免除申請を済まされた方も、7月分以降の保険料免除を希望する場合は、あらためて申請が必要となりますのでご注意ください。
- ◆ 詳しくは、市区町村の国民年金担当窓口、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル (TEL: 0120-707-118 (平日9時から17時)) 又は年金事務所にお問い合わせください。(最寄りの年金事務所については22ページを御参照ください。)

Q33-2 事業所が被災し、社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）の支払いが困難である。

- ◆ 青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に所在する事業所が納付する社会保険料については、納付期限が自動的に延長されています。延長期間中は社会保険料の口座振替が自動的に停止されております。
ただし青森県と茨城県については延長期間が7月29日（金）に定められました（他の3県はまだ延長中です）。期限日以降、両県については社会保険料の口座振替も再開されます。口座残高が足りない場合、口座振替停止の手続きが必要ですので、年金事務所にご相談ください。
- ◆ 事業所の震災被害が大きく、社会保険料の納付が困難な場合には、納付の猶予が受けられる可能性があります。上記の期限延長対象地域以外の事業所でも、取引先の倒産や風評被害による経営悪化を理由として、納付の猶予が認められる場合があります。
- ◆ 被災地域における事業所において、従業員に対する賃金の支払いが著しく困難になっている場合には、社会保険料の納付の免除が認められることとなりました。また、従業員の給与が著しく減少した場合、その月から標準報酬月額を改定できるという特例措置も設けられております。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル（TEL：0120-707-118（平日9時から17時））又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。（最寄りの年金事務所については22ページを御参照ください。）

<< 税金 >>

Q34 国税について、減免や申告・納付期限の延長を受けられないか。

- ◆ 国税の特例措置として、申告等の期限延長、納税の猶予が受けられます。また、次のような減免制度があります。

○所得税

震災などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部減免を受けられます。また、被災により住めなくなった住宅も、引き続き所得税の住宅ローン控除の適用を受けられます。

○相続税・贈与税

震災により被害を受けた方は、特例として相続税・贈与税の課税価格を取得時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます。

○自動車重量税

震災により被害を受け廃車となった被災自動車の永久抹消登録等を行った場合、東日本大震災の日（平成23年3月11日）から車検期間満了日までの期間に応じて、自動車重量税の還付を受けることができます（永久抹消登録についてはQ38参照）。

また、被災自動車を買替えた際、最初に受ける自動車検査証の交付に係る自動車重量税が免除されます。

○登録免許税

被災した建物の建替え等に関して、建物の所有権の保存・移転の登記やその建物の敷地の所有権の移転の登記について、一定の要件の下、登録免許税が免除されます。

- ◆ 制度の詳細や必要な手続き等について、詳しくは最寄りの税務署（平日8時30分から17時）

にお問い合わせください。

(最寄りの税務署については23ページを御参照ください。)

Q35 地方税について、減免や申告・納付期限の延長を受けられないか。

- ◆ 地方税についても、市町村や県ごとの判断により、条例に基づいて申告・納付期限が延長されています。また、次のような減免制度があります。
- 住民税
所得税と同様に、住民税についても雑損控除による軽減を受けることができます。また、被災により住めなくなった住宅も、引き続き住民税の住宅ローン控除の適用を受けられます。
- 固定資産税
津波により甚大な被害を受けた地域として市町村長が指定した地域の土地や家屋は、個別の申請がなくても、平成23年度の固定資産税や都市計画税が課税されません。
- 不動産取得税
被災したため新たに家屋や土地を取得する場合、従前の家屋・土地の面積相当分については、不動産取得税が課税されません。
- 自動車税等
被災した自動車を買替えた場合、自動車取得税は課税されません。また、平成23年度から25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税も課税されません。
- ◆ 制度の詳細や必要な手続き等については、避難前にお住まいになっていた県・市町村にお問い合わせください。
※ 住民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税については市町村、不動産取得税・自動車取得税・自動車税については県にお問い合わせください。

<< 自動車 >>

Q36 自動車運転免許証をなくしてしまったので、再交付してほしい。

- ◆ 自動車運転免許証を紛失した場合は、運転免許試験場で再交付を受けられます。
府中運転免許試験場 府中市多磨町3-1-1 (TEL:042-362-3591)
鮫洲運転免許試験場 品川区東大井1-12-5 (TEL:03-3474-1374)
江東運転免許試験場 江東区新砂1-7-24 (TEL:03-3699-1151)
手続きの際に現在の居住場所(避難場所)を証明する書類が必要となる場合がありますので、詳しくは運転免許試験場にお問い合わせください。

Q37 運転免許証の有効期限が切れてしまうが、更新に行くことができない。

- ◆ 被災者の方は、自動車運転免許証の更新期限が延長されます。被災地にお住まいの方で、有効期間の末日が平成23年3月11日以降となっている方は、8月31日まで引き続き運転することができます。申請等の手続等は不要です。詳しくは運転免許センター又は各警察署の交通課にお問い合わせください。

Q38 震災のため使用できなくなった自動車の登録を抹消したい。

- ◆ 震災のため滅失又は使用できなくなった自動車について登録を抹消する場合、登録番号が分からなくても、番号の一部や車種等により自動車が特定できれば手続きができます。
- ◆ 実印を紛失したり、印鑑登録証明書が入手できない場合、免許証等の本人確認ができる書面の提示・署名をもって代えることができます。
- ◆ 詳しくは、東京運輸支局の登録ヘルプデスク（TEL：050-5540-2030）までお問い合わせください。

Q39 津波で浸水した自動車をそのまま使用しても大丈夫か。

- ◆ 浸水の状況によっても異なりますが、一度海水が浸水すると、外観上は問題がなさそうな状態でも電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、整備工場で点検を受けてください。
- ◆ 最寄りの整備工場が分からない場合は、各県の自動車整備振興会にお問い合わせください。

岩手県自動車整備振興会	019-637-2882	千葉県自動車整備振興会	043-241-7254
宮城県自動車整備振興会	022-236-3323	茨城県自動車整備振興会	029-248-7000
福島県自動車整備振興会	024-546-3451		

<< その他 >>

Q40 預金通帳と印鑑をなくしてしまったが、預金を引き出すことはできるか。

- ◆ 預金通帳や印鑑を紛失した場合でも、窓口で運転免許証、健康保険証等の本人であることが確認できる書類を提示することにより、金融機関で預金の払い戻しを受けることができます（金額は10万円程度まで。ゆうちょ銀行は20万円まで）。
- ◆ 本人であることが確認できる書類を紛失してしまった場合でも、住所・氏名等の登録情報の確認により払い戻しを受けられる場合があります。
- ◆ 避難先にお取引金融機関の店舗がない場合、他の金融機関で預金の払い戻しを取り扱っているところもあります。
- ◆ 詳しくは、お取引金融機関や避難先の金融機関にお問い合わせください。

Q40-2 震災で身内が亡くなり、預金通帳等もないので、取引先金融機関が分からなくなってしまった。

- ◆ 全国銀行協会の被災者預金口座照会センターでは、震災で亡くなられた方や行方不明の方の預金口座がどの銀行にあるのか分からない場合に、ご遺族・ご親族から口座の有無についての照会を一括で受け付ける窓口を設置しています。（TEL：0120-751-557 [平日9時から17時]）
- ◆ 信用金庫、信用組合、農業協同組合（連合会を含む。）、漁業協同組合（同）及び商工組合中央金庫の預金・貯金口座についても、同センターにおいて照会可能です。

Q41 汚れたり破れてしまった紙幣は、どうすれば良いか。

◆ 日本銀行の本店・支店では、お金が破れたり燃えたりした場合、表・裏両面があることを条件に、次のとおり残存面積に応じて引換えを行っています。

- ・ 3分の2以上 → 全額引換え
- ・ 5分の2以上、3分の2未満 → 半額引換え
- ・ 5分の2未満 → 引換え不可

日本銀行本店 東京都中央区日本橋本石町2-1-1 (TEL:03-3279-1111)

◆ 日本銀行の本店・支店以外でも、お近くの金融機関に御相談いただければ、汚れた紙幣の交換に応じてもらえる場合があります。その際、本人確認を求められる場合がありますので、運転免許証等をお持ちください。

Q42 運転免許証や保険証等、本人確認ができる書類を紛失してしまったが、住民票の写しの交付を受けることはできるか。

◆ 住所地の市区町村において、住民票の記載事項や家族構成等の御本人しか知り得ない情報を口頭で確認する等の方法により住民票の写しを取得できる場合があります。

◆ 遠方の避難所等に一時的に避難していても、住民票の写しが確実に御本人に到達することが見込まれる場合には、住所地の市区町村の判断で避難先に写しを送付することも可能です。

Q43 地震保険や生命保険については、どこに問い合わせたら良いか。

◆ 保険証券の紛失等のため加入していた保険会社が分からない場合は、次の窓口で契約の有無についての照会を受け付けています。

○ 地震保険

(社) 日本損害保険協会 地震保険契約会社照会センター (TEL:0120-501331)

○ 生命保険

(社) 生命保険協会 災害地域生保契約照会センター (TEL:0120-001731)

◆ 被災地域にお住まいの方からの申請により、保険料の払い込みが最長で6か月猶予されます。詳しくは、契約先の保険会社にお問い合わせください。

◆ 地震保険、生命保険に関する全般的な御相談、苦情等は、次の窓口にお問い合わせください。

○ (社) 日本損害保険協会 そんがいはけん相談室 (TEL:0120-107808)

(携帯・PHSからは03-3255-1306)

○ (社) 生命保険協会 生命保険相談所 (TEL:0120-226-026)

埼玉県連絡所 (TEL:048-644-5001)

Q44-1 震災で世帯の経済状況が変わったので、急遽、奨学金を受けたい。

Q44-2 奨学金の返還が困難になった。

◆ 日本学生支援機構では、被災地に居住する世帯の学生に対する緊急採用奨学金の申請を受け付けています。

◆ 現在、奨学金を返還中で災害により返還が困難となった場合は、日本学生支援機構に申請す

ることで返還期限猶予・減額返還ができます。

◆ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

○ 奨学金の申し込み手続き等について → 在学している学校

○ 奨学金の返還について → 日本学生支援機構 (TEL: 0570-03-7240)

※ PHS・一部の携帯電話からは03-6743-6100

Q45 公共料金等について、減免を受けられないか。

◆電気料金

災害救助法が適用された市町村において、被害を受けた利用者の方から申出があった場合に、電気料金の支払期限の延長、不使用月の電気料金（基本料金の半額）の免除等を実施しています。詳しくは、東北電力コールセンター (TEL: 0120-175-466) 又は東京電力カスタマーセンター (TEL: 東京第一0120-995-002、東京第二0120-995-006、多摩0120-995-662) までお問い合わせください。

◆電話料金

被災による設備故障で電話を利用できなかった場合、避難指示・避難勧告等によって電話を利用できなかった場合は、その期間の電話サービスの基本料金等を無料としています。詳しくは、NTT東日本料金お問い合わせ受付センター (TEL: 0120-032277) までお問い合わせください。

◆NHK受信料

被災地域にお住まいで、建物が半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた方、又は避難勧告、指示、退去命令を継続して1か月以上受けている方は、NHKの受信料が半年間（8月まで）免除されます。NHKが調査により実施しますので、申請等の手続は不要です。詳しくは、NHKふれあいセンター (TEL: 0570-077-077、050-3786-5003) までお問い合わせください。

◆ガス料金

被災地域のガス事業者等では、ガス料金の支払期限の延長、不使用月の基本料金の免除を行っています。

詳しくは、お住まいの地域のガス事業者までお問い合わせください。

Q46 震災のため地上デジタル放送化への対応が困難になった。

◆ 岩手、宮城、福島の前3県においては、アナログ放送の終了を平成24年3月31日まで延期することとなりました。また、被災された世帯や被害を受けた施設等に対する支援制度があります。

◇ チューナーの無償給付

家屋が被害（損壊の程度が半壊や床上浸水以上）を受けた世帯や避難勧告や退去命令等を受けている世帯に対して、地デジチューナーの無償給付を行っています。申込や詳細については、次の窓口までお問い合わせください。

○ 総務省 地デジチューナー支援実施センター

TEL: 0570-033-840 (ナビダイヤル)

044-969-5425 (上記ナビダイヤルが利用できない場合)

◇ 共同受信施設の復旧支援

震災によりアパートやマンション等の共同受信施設が被害を受けた場合に、地デジ対応に必

要な復旧費用等を助成しています。詳しくは次の窓口までお問い合わせください。

- 総務省 テレビ受信者支援センター（デジサポ） 助成金相談窓口

TEL：0570-093-724（ナビダイヤル）

03-5623-3121（上記ナビダイヤルが利用できない場合）

- ◆ 上記の他、地デジに関する全般的な御相談は、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）にお問い合わせください。

- 総務省 テレビ受信者支援センター（デジサポ）※ 一般相談窓口

TEL：0570-07-0101（ナビダイヤル）

03-4334-1111（上記ナビダイヤルが利用できない場合）

Q47 高速道路の通行料金について、被災者を対象とした特別措置はあるか。

- ◆ 6月20日（月）午前0時から、被災者の方が運転又は同乗する車や復興のための物資輸送のトラックやバスは、東北地方の高速道路（水戸エリア常磐道を含む。）を無料で通行できることとなりました。

被災者の方が通行する際は、入口・出口ともに一般レーンを通行し、出口で通行券とともに災証明書・被災証明書及び運転免許証等の本人確認ができる書面を提示してください（ETCレーンを通行した場合、無料になりません。）。

- ◆ なお、上記の措置に伴い、一部のエリアで行われていた無料化社会実験及び休日1,000円の上限料金制は、6月20日（月）午前0時から一時凍結されました。

Q48 新聞報道では、東日本大震災の被災地の規制緩和が取りまとめられたとあるが、どこに照会すればよいか。

- ◆ 「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況」が取りまとめられたとの新聞報道がありますが、これは各府省が被災地において行うこととしている規制緩和策を取りまとめたものです。詳しくは内閣府行政刷新会議のホームページをご覧ください。

- 行政刷新ホームページ <http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/>

（問い合わせ先）行政刷新会議 TEL:03-5253-2111

Q49 「相続放棄」をする場合には、いつまでに手続きを行えばよいか。

- ◆ 相続人は、お亡くなりになられた方の財産と同時に、その借金等の債務も引き継ぐことになります。
- ◆ 借金等の債務を引き継ぎたくないときは、「相続放棄」の手続きをとることにより、遺産を放棄する代わりに、債務も引き継がないとすることができます。（なお、被相続人の借金などがどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等には、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務を引き継ぐ限定承認という制度もあります。）
- ◆ 「相続放棄」をするためには、本来は相続が発生したことを知ったとき（死亡の事実を知った時など）から3か月以内に家庭裁判所で手続きを行うことが必要ですが、今回の大震災の被

災者については、特別の法律により、11月30日までに手続きを行えばよいこととなりました。

- ◆ お問い合わせ先：法テラスサポートダイヤル
0570-078374（月から金 9時から21時 土 9時から17時）

Q50 遺体が発見されていない場合でも、死亡届を提出できるのか。

- ◆ 東日本大震災で被災された方で、御遺体が発見されていない方についても、死亡届を市区町村に提出できます。この場合には、次の書類をご用意ください。
 - (1)届出人の申述書
 - (2)死亡したと考えられる方の被災状況を現認した者等の申述書
 - (3)在勤証明書又は在学証明書等、死亡したと考えられる方が東日本大震災の発生時に被災地域にいたことを強く推測させる客観的資料
 - (4)死亡したと考えられる方の行方が半明していない旨の公的機関からの証明書等
 - (5)僧侶等が葬儀をした旨の証明書等のその他参考になる書面
- ◆ 市区町村の戸籍窓口で死亡届を受け付けてもらうためには、少なくとも(1)の書類を御用意いただく必要がありますが、(2)から(5)までの書面についても、可能な限り、御用意ください。
- ◆ なお、死亡届が受理（戸籍に記載される）されると、相続が発生し、あらゆる法律関係を整理・清算する必要が生じますので、死亡届を提出するに当たりましては、親族等関係者と十分に御相談ください。
- ◆ また、市区町村の窓口で死亡届を提出した場合でも、必ず受理されるとは限らず、死亡の事実を認定できないと判断したときには、不受理（戸籍に記載されない）となる場合もあります。御不明な点があるときは、各市区町村を管轄する法務局の戸籍課へお問い合わせください。

東京都内の国の行政機関

○ ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク	電話番号	所在地
ハローワーク飯田橋	03-3812-8609	文京区後楽1-9-20
ハローワーク上野	03-3847-8609	台東区東上野4-1-2
ハローワーク品川 (六本木庁舎)	03-3588-8609	港区六本木3-2-21
ハローワーク品川 (品川庁舎)	03-3450-8609	港区港南2-5-12品川エヌ・ビー・エスビル
ハローワーク大森	03-5493-8609	大田区大森北4-16-7
ハローワーク渋谷	03-3476-8609	渋谷区神南1-3-5
ハローワーク新宿 (歌舞伎町庁舎)	03-3200-8609	新宿区歌舞伎町2-42-10
ハローワーク新宿 (西新宿庁舎)	03-5325-9593	新宿区西新宿1-6-1新宿エルタワービル23階
ハローワーク池袋 (池袋庁舎)	03-3987-8609	豊島区東池袋3-5-13
ハローワーク池袋 (サンシャイン庁舎)	03-5911-8609	豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60ビル3階
ハローワーク王子	03-5390-8609	北区王子6-1-17
ハローワーク足立	03-3870-8609	足立区千住1-4-1
ハローワーク墨田	03-5669-8609	墨田区江東橋2-19-12
ハローワーク木場	03-3643-8609	江東区木場2-13-19
ハローワーク八王子	042-648-8609	八王子市子安町1-13-1
ハローワーク立川	042-525-8609	立川市錦町1-9-21
ハローワーク青梅	0428-24-8609	青梅市東青梅3-12-16
ハローワーク三鷹	0422-47-8609	三鷹市下連雀4-15-18
ハローワーク町田	042-732-8609	町田市森野2-28-14
ハローワーク府中	042-336-8609	府中市美好町1-3-1

○ 労働相談コーナー（労働基準監督署）

労働基準監督署	電話番号	住所
東京労働局 総合労働相談コーナー	03-3512-1608	千代田区九段南1-2-1
有楽町総合労働相談コーナー	03-5288-8500	千代田区有楽町2-10-1
新宿南総合労働相談コーナー	03-5366-1191	渋谷区千駄ヶ谷5-27-7
中央総合労働相談コーナー	03-5803-7381	文京区後楽1-9-20
上野総合労働相談コーナー	03-3828-6711	台東区池ノ端1-2-22
三田総合労働相談コーナー	03-3452-5473	港区芝5-35-1
品川総合労働相談コーナー	03-3443-5742	品川区上大崎3-13-26
大田総合労働相談コーナー	03-3732-0174	大田区蒲田5-40-3
渋谷総合労働相談コーナー	03-3780-6527	渋谷区神南1-3-5
新宿総合労働相談コーナー	03-3361-3949	新宿区西新宿7-5-25
池袋総合労働相談コーナー	03-3971-1257	豊島区池袋4-30-20
王子総合労働相談コーナー	03-3902-6003	北区赤羽2-8-5
足立総合労働相談コーナー	03-3882-1187	足立区千住旭町4-21
向島総合労働相談コーナー	03-3614-4141	墨田区東向島4-33-13
亀戸総合労働相談コーナー	03-3685-5121	江東区亀戸2-19-1
江戸川総合労働相談コーナー	03-3675-2125	江戸川区船堀2-4-11
八王子総合労働相談コーナー	0426-42-5296	八王子市明神町3-8-10
立川総合労働相談コーナー	042-523-4471	立川市錦町4-1-18
青梅総合労働相談コーナー	0428-22-0285	青梅市東青梅2-6-2
三鷹総合労働相談コーナー	0422-48-1161	三鷹市下連雀3-2-11
町田総合労働相談コーナー	042-724-6881	町田市森野2-28-14

○ 年金事務所

年金事務所	電話番号	住所
千代田年金事務所	03-3265-4381	千代田区三番町22
中央年金事務所	03-3543-1411	中央区銀座7-13-8
港年金事務所	03-5401-3211	港区浜松町1-10-14
新宿年金事務所	03-5285-8611	新宿区大久保2-12-1
杉並年金事務所	03-3312-1511	杉並区高円寺南2-54-9
中野年金事務所	03-3380-6111	中野区中野2-4-25
上野年金事務所	03-3824-2511	台東区池之端1-2-18
文京年金事務所	03-3945-1141	文京区千石1-6-15
墨田年金事務所	03-3631-3111	墨田区立川3-8-12
江東年金事務所	03-3683-1231	江東区亀戸5-16-9
江戸川年金事務所	03-3652-5106	江戸川区中央3-4-24
品川年金事務所	03-3494-7831	品川区大崎5-1-5
大田年金事務所	03-3733-4141	大田区蒲田4-25-2
渋谷年金事務所	03-3462-1241	渋谷区神南1-12-1
目黒年金事務所	03-3770-6421	目黒区上目黒1-12-4
世田谷年金事務所	03-3429-0111	世田谷区世田谷1-30-12
池袋年金事務所	03-3988-6011	豊島区南池袋2-17-2
北年金事務所	03-3905-1011	北区上十条1-1-10
板橋年金事務所	03-3962-1481	板橋区板橋1-47-4
練馬年金事務所	03-3904-5491	練馬区石神井町4-27-37
足立年金事務所	03-3604-0111	足立区綾瀬2-17-9
荒川年金事務所	03-3800-9151	荒川区東尾久5-11-6
葛飾年金事務所	03-3695-2181	葛飾区立石3-7-3
立川年金事務所	042-523-0352	立川市錦町2-12-10
青梅年金事務所	0428-31-2356	青梅市新町3-3-1
八王子年金事務所	042-626-3511	八王子市南新町4-1
武蔵野年金事務所	0422-56-1411	武蔵野市吉祥寺北町4-12-18
府中年金事務所	042-361-1011	府中市府中町2-12-2

○ 税務署

税務署	電話番号	住所
麹町税務署	03-3221-6011	千代田区九段南1-1-15
神田税務署	03-3294-4811	千代田区神田錦町3-3
日本橋税務署	03-3663-8451	中央区日本橋堀留町2-6-9
京橋税務署	03-3552-1151	中央区新富2-6-1
芝税務署	03-3455-0551	港区芝5-8-1
麻布税務署	03-3403-0591	港区西麻布3-3-5
品川税務署	03-3443-4171	港区高輪3-13-22
四谷税務署	03-3359-4451	新宿区三栄町24
新宿税務署	03-3362-7151	新宿区北新宿1-19-3
小石川税務署	03-3811-1141	文京区春日1-4-5
本郷税務署	03-3811-3171	文京区西片2-16-27
東京上野税務署	03-3821-9001	台東区池之端1-2-22
浅草税務署	03-3862-7111	台東区蔵前2-8-12
本所税務署	03-3623-5171	墨田区業平1-7-2
向島税務署	03-3614-5231	墨田区東向島2-7-14
江東西税務署	03-3633-6211	江東区猿江2-16-12
江東東税務署	03-3685-6311	江東区亀戸2-17-8
荏原税務署	03-3783-5371	品川区中延1-1-5
目黒税務署	03-3711-6251	目黒区中目黒5-27-16
大森税務署	03-3755-2111	大田区中央7-4-18
雪谷税務署	03-3726-4521	大田区雪谷大塚町4-12
蒲田税務署	03-3732-5151	大田区蒲田本町2-1-22
世田谷税務署	03-3421-5121	世田谷区若林4-22-14
北沢税務署	03-3322-3271	世田谷区松原6-13-10
玉川税務署	03-3700-4131	世田谷区玉川2-1-7
渋谷税務署	03-3463-9181	渋谷区宇田川町1-10
中野税務署	03-3387-8111	中野区中野4-9-15
杉並税務署	03-3313-1131	杉並区成田東4-15-8
荻窪税務署	03-3392-1111	杉並区天沼3-19-14
豊島税務署	03-3984-2171	豊島区西池袋3-33-22
王子税務署	03-3913-6211	北区王子3-22-15

税務署	電話番号	住所
荒川税務署	03-3893-0151	荒川区西日暮里6-7-2
板橋税務署	03-3962-4151	板橋区大山東町35-1
練馬東税務署	03-3993-3111	練馬区栄町23-7
練馬西税務署	03-3867-9711	練馬区東大泉7-31-35
足立税務署	03-3870-8911	足立区千住旭町4-21
西新井税務署	03-3840-1111	足立区栗原3-10-16
葛飾税務署	03-3691-0941	葛飾区立石8-31-6
江戸川北税務署	03-3683-4281	江戸川区平井1-16-11
江戸川南税務署	03-5658-9311	江戸川区清新町2-3-13
八王子税務署	042-622-6291	八王子市子安町4-4-9
立川税務署	042-523-1181	立川市高松町2-26-12
武蔵野税務署	0422-53-1311	武蔵野市吉祥寺本町3-27-1
青梅税務署	0428-22-3185	青梅市東青梅4-13-4
武蔵府中税務署	042-362-4711	府中市本町4-2
町田税務署	042-728-7211	町田市中町3-3-6
日野税務署	042-585-5661	日野市万願寺6-36-2
東村山税務署	042-394-6811	東村山市本町1-20-22

東京都内区市町村の連絡先 (代表)

市町村名	電話番号	所在地	市町村名	電話番号	所在地
千代田区	03-3264-2111	千代田区九段南1-2-1	中央区	03-3543-0211	中央区築地1-1-1
港区	03-3578-2111	港区芝公園1-5-25	新宿区	03-3209-1111	新宿区歌舞伎町1-4-1
文京区	03-3812-7111	文京区春日1-16-21	台東区	03-5246-1111	台東区東上野4-5-6
墨田区	03-5608-1111	墨田区吾妻橋1-23-20	江東区	03-3647-9111	江東区東陽4-11-28
品川区	03-3777-1111	品川区広町2-1-36	目黒区	03-3715-1111	目黒区上目黒2-19-15
大田区	03-5744-1111	大田区蒲田5-13-14	世田谷区	03-5432-1111	世田谷区世田谷4-21-27
渋谷区	03-3463-1211	渋谷区宇田川町1-1	中野区	03-3389-1111	中野区中野4-8-1
杉並区	03-3312-2111	杉並区阿佐谷南1-15-1	豊島区	03-3981-1111	豊島区東池袋1-18-1
北区	03-3908-1111	北区王子本町1-15-22	荒川区	03-3802-3111	荒川区荒川12-2-3
板橋区	03-3964-1111	板橋区板橋2-66-1	練馬区	03-3993-1111	練馬区豊玉北6-12-1
足立区	03-3880-5111	足立区中央本町1-17-1	葛飾区	03-3695-1111	葛飾区立石5-13-1
江戸川区	03-3652-1151	江戸川区中央1-4-1	八王子市	042-626-3111	八王子市元本郷町3-24-1
立川市	042-523-2111	立川市泉町1156-9	武蔵野市	0422-51-5131	武蔵野市緑町2-2-28
三鷹市	0422-45-1151	三鷹市野崎1-1-1	青梅市	0428-22-1111	青梅市東青梅1-11-1
府中市	042-364-4111	府中市宮西町2-24	昭島市	042-544-5111	昭島市田中町1-17-1
調布市	042-481-7111	調布市小島町2-35-1	町田市	042-722-3111	町田市中町1-20-23
小金井市	042-383-1111	小金井市本町6-6-3	小平市	042-341-1211	小平市小川町2-1333
日野市	042-585-1111	日野市神明1-12-1	東村山市	042-393-5111	東村山市本町1-2-3
国分寺市	042-325-0111	国分寺市戸倉1-6-1	国立市	042-576-2111	国立市富士見台2-47-1
福生市	042-551-1511	福生市本町5	狛江市	03-3430-1111	狛江市和泉本町1-1-5
東大和市	042-563-2111	東大和市中央3-930	清瀬市	042-492-5111	清瀬市中里5-842
東久留米市	042-470-7777	東久留米市本町3-3-1	武蔵村山市	042-565-1111	武蔵村山市本町1-1-1
多摩市	042-375-8111	多摩市関戸6-12-1	稲城市	042-378-2111	稲城市東長沼2111
羽村市	042-555-1111	羽村市緑ヶ丘5-2-1	あきる野市	042-558-1111	あきる野市二宮350
西東京市	042-464-1311	西東京市南町5-6-13	瑞穂町	042-557-0501	瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
日の出町	042-597-0511	日の出町大字平井2780	檜原村	042-598-1011	檜原村467-1
奥多摩町	0428-83-2111	奥多摩町氷川1215-6	大島町	04992-2-1443	大島町元町1-1-14
利島村	04992-9-0011	利島村248	新島村	04992-5-0240	新島村本村1-1-1
神津島村	04992-8-0011	神津島村904	三宅村	04994-5-0981	三宅村阿古497
御蔵島村	04994-8-2121	御蔵島村字入かまが沢	八丈町	04996-2-1121	八丈町大賀郷2345-1
青ヶ島村	04996-9-0111	青ヶ島村無番地	小笠原村	04998-2-3111	小笠原村父島字西町

参考1：福島県の相談窓口

災害対策本部	024-521-2101
行方不明者相談窓口	0120-510-186 090-8424-4207、4208
医療機関に関する相談	024-521-7221 (県庁西庁舎7階)
疾病に関する相談	024-521-7881 (")
医薬品に関する相談	024-521-7232 (")
障がい福祉に関する相談	024-521-7170 (")
高齢福祉施設に関する相談	024-521-7164 (")
介護保険に関する相談	024-521-7745 (")
国民健康保険に関する相談	024-521-7203 (")
教育に関する相談	024-523-1710、1720 (福島市立福島第一小学校)
経営・労働相談の総合受付	080-2807-7017 (コラッセふくしま2階)
経営に関する相談	024-525-4039 (")
金融に関する相談	024-525-4019 (")
労働に関する相談	024-525-2510 (") 0120-610-415 (")
就職に関する相談	024-525-0047 (")
県税に関する相談	024-521-7728 (県庁西庁舎3階)
消費に関する相談	024-521-0999 (自治会館1階)
一般廃棄物、し尿処理	024-521-7249
産業廃棄物、不法投棄対策	024-521-7264
農林水産業に関する相談	024-521-7319 (県庁西庁舎5階)
土木施設に関する相談	024-521-7869 (県庁本庁舎1階)
放射線に関する相談	024-521-8127
避難所入所者情報センター	024-521-5543、5544
住宅(公営、民間借上)に関する相談	024-521-7698、7867
ボランティアセンター	024-522-6540

参考2：役場が移転している福島県内の市町村の窓口

広野町	0246-43-1330、1331 (FDKいわき工場内社屋)
楢葉町	0242-56-2155、2156 (会津美里町本郷庁舎)
富岡町	024-946-3379、3380、8813、8815 (ビッグパレットふくしま)
川内村	024-946-8828、3375、3378、3382、3383 (")
大熊町	0242-26-3844 (会津若松市追手町第二庁舎)
双葉町	0480-73-6880 (埼玉県加須市 旧県立騎西高)
浪江町	0243-46-4731~4735 (二本松市役所東和支所) 0243-46-4736~4739 (")
葛尾村	0242-83-2651、2653 (会津坂下町川西公民館)
南相馬市(小高区)	0244-24-5790 (南相馬市役所本庁舎) 0244-24-5792 (") 0244-24-5797 (")

(注) 福島行政評価事務所が作成した「平成23年度福島県版 被災者のための主な相談窓口案内」から抜粋。